

貢案と横看について（上）

田川孝三

- 一、緒言
- 二、貢案について
- (I) 世祖の貢案査定
- 三、経費と貢案（以上本號）
- (II) 横看の制定
- 四、横看の制定（以下次號）
- 五、結語

一 緒 言

李氏朝鮮はその末期凡そ二世紀を除くの外は、現物財政を以て終始した。而してその経費には、貢案及び横看を用ゐることが定められた。即ち經國大典戸典の第一行に、

経費、凡經費用横看及貢案

とあるもの之である。然るに大典後二百五十餘年、英祖二十年頃行された續大典には、之を修正して、「経費參用大同事目」とある。貢物上納の制を改めて大同法を施行したのは、宣祖四十一年であるが、此の時は京畿一道のみに止められた。その全道に及ぼされる爲には、更に光海君をへて、仁祖・孝宗・肅宗の四代、凡そ一世紀の長い歲月を要した。大同法は從前の貢物を改めて、土地に賦課し、且王室政府の需要物資は商人をして納入せしめるものである。従つて大典規定の制度は大同法の普及に伴ひ實際に適合せざるに至つたものと思はれる。即此の大典制度の廢止、新制の實施は、少くとも續大典制定以前にあると信ぜられるが、その時期は未だ詳らかでなく、その調査は今後に俟たねばならない。

横看は、云はば「國計恒數之簿」⁽¹⁾であり、今日の經常費に相當しよう。貢案は貢賦歲入の帳籍であるから、兩者は之を併せて豫算制度と見ることが出來よう。而して一國法典たる大典に收載されてゐる横看なる名稱は、此の制定のなされた時に作られた特定のものではなく、元來、一般に書式の一形式として呼稱されたものであつた。即ち大典に云ふ所は、經費式例横看とも云ふべきもので、その略稱として收録したものと思はれる。何となれば、横看なる語は、經費式例以外のものについても屢々使用されてゐるからである。貢案は前朝高麗の制を踏襲したものであつたが、横看は開國後約七十年を経た世祖・成宗時代に成つたものである。此の小稿に於いては、兩者の性質内容と共に、それ以前の經費、及びその制定の經緯について聊か考究を試みたものである。尙貢案については、曩に李朝貢物考⁽²⁾に於いて少しく論及したが、頗る不備にして意を盡さざる所が歎くなかった。今此の稿をもつて、又その補正に代へたいと思ふ。

- 註
(1) 明宗實錄卷三三、二十一年九月乙卯條註記

- (2) 朝鮮學報第九輯（昭和三十一年三月發行）所收

二 貢 案

李朝政權が成立した後、その財政の基礎が確立したのは、太祖元年壬申十月であつた。即ち貢賦詳定都監によつて、貢賦・貢案が制定されたことによるのである。

殿下命臣等、考前朝貢案歲入多寡、歲支經費、斟酌損益、以祛積弊、以立常法。

とは、都監上書の冒頭に述ぶる所である。貢案は、高麗時代に制定された制度であるが、李氏政權又之を踏襲し、前朝の歲入歲出を斟酌損益して、新に貢案を定めたのであつた。

貢賦之制、我太祖開國之初、於壬申年間、參酌所用、詳定其數、意欲傳之萬世而無弊也。⁽²⁾

とあるは、前掲貢案制定のことを、その内容より見て別言したに外ならない。即ち前條に前朝貢案をもととし、斟酌損益して新に常法として制定された貢案は、此の時、査定された諸種貢賦、及びその數を録したものであつたのである。従つて貢案は、當時制定された各種の貢賦別に、その收納數額を録したもので、政府の收入錄案であるといふことが出來よう。鄭道傳は朝鮮經國典、國用條に、

國家蓄豐儲倉、凡祭祀・賓客・田役喪荒之用、皆於此焉出、謂之國用、其出納會計之制、則都評議使司・三司・司憲

府、各以其職治之、今悉書其所入之數、著之篇者、欲其用之也、量入爲出、庶乎不至於妄費也。

と述べてゐる。その言ふ所は必ずしも盡したものではないが、ともあれ、その入る所を悉く書して篇に著すと云ふものは、とりもなほさず貢案を指したのに外ならない。

従つて貢案の内容と云へば、當時の貢賦を擧げて之を述べねばならない。實錄及び經國大典により、當時政府收取の目を擧げれば、田稅を始め各種賦役・進上・魚・鹽稅・工匠稅・坐賣公廬稅・行商路引稅・孤・草島魚倭船稅・船稅・家基稅・戶楮貨・歲貢楮貨・神稅布・烟戶米・戶布・選上奴婢・身貢並びに貢物等がある。以上の中には、烟戶米・戶布の如く一時的のもの、或は又斷續して行はれたものもあるが、兎も角、之等は當時貢賦の主體をなすものであつた。従つて貢案には之等すべてのものが收録されたものと考へられる。先に私は、李朝貢物考に於いて、貢案にふれた際、貢案附載田稅紳布、貢案附載田稅正布、貢案附貢物、或は濟用監貢案付巫頭稅等が實錄中に散見することを述べておいたが、更に次の如きものも貢案に附載されてゐたことを附加へておきたい。その一は倭料である。⁽³⁾ 倭料とは對馬及び日本本土よりの使節に對する渡海料及びその接待給付の米穀の事である。それは慶尚道三十五官の田稅中より徵したもので、田稅とは別個に倭料なる名目の

もとに定められた貢賦の一種であつたのである。次に公賤の身貢は云ふまでもない所であるが、所謂選上奴婢も亦、貢案にその數が規定されてゐたものである。燕山君七年貢案詳定廳が設置された際、その可行條例の中、選上については次の如く述べられてゐる。

一、各司選上、大典付數三千三百餘人、已爲過多、而其後續々加定、以此非但外居公賤受弊、司贍納貢之數漸減、其數不貴、大典外不緊加定選上、量減何如、從之。⁽⁶⁾

即ち地方各官居住の公賤中より、其の數を定め、分番選上して京各司に立役せしめ、選上以外の公賤は身貢を出し、司贍寺に上納せしめた。従つて貢案に於いても、之等選上數及び身貢數が規定收錄されたのである。中宗六年扶安縣監金溉の上疏⁽⁷⁾中に、「本縣貢案選上之數、只八名云々」とあり、又、「苟考其貢案内各官定額之數則云々」とあるによつても明らかである。此の選上は、賤民の身役の一であるが、尙ほ、鄉吏については、その京役たる其人の役の如きも同じく貢案に錄せられたのであるまいか。其人の制は、時により改廢があるので、宮中・府中を通じて當時生活の必需品たる吐木及び炭、即薪炭供給の爲に、鄉吏中より立役して、その上納周旋の事を擔當せしめたもので、之を京役吏とも稱した。⁽⁸⁾良民は一般には軍役に立つ義務があり、之は軍籍に登録された。此の軍役以外の京役は、上記の如く、良民・賤民を分つて夫々制定されたのであるが、之等も亦貢案に收録されたのであつた。即ち貢案は貢稅財貨の收入簿であると共に國役勞働力をも規定せるものであつたのである。

而して之等貢納・賦役は、すべて地方各官の責任に於いてなされたものであり、又その種目・物種に従つて、納入すべき政府官衙を異にしてゐた。云ひ換へれば、政府各司は、夫々の職能に従つて取扱ふべき物資が定められてゐた。地方各官は、その分定された貢賦により、數個の政府機關に上納し、政府の各官衙はその徵納關係に於いて所屬する數個の地方官を

有してゐたと云ふことが出来るわけである。従つて貢案も、地方官、及び政府各司に備ふる者は、各々その内容を異にしてゐたことは當然であつた。即ち地方各官貢案は少くとも、夫々賦課分定された貢賦種目、その上納物目、額數、並びにその上納すべき各司が明記されてゐたものと思はれる。今日傳存する地方志は、殆どすべてが光海君の初、大同法が施行された後のものに屬するが故に、それまで行はれた貢物制度を具さに傳えるものは見ることが出来ない。僅かに平壤志・昇平志（順天府）及び耽羅志は、夫々宣祖二十三年・光海君十年・孝宗二年の編纂にかかるものである。昇平志の今日傳はるものは、後英祖五年府使洪重徵の増補重刊本であるが、新增は一々之を註記して區別し、忠實に原本の體裁を傳へてある。今之等の邑志に收められる貢賦・進上・貢獻等の項は、もとより國初當時以來のものと云ふことは出来ないにしても、少くとも夫の官所管の貢案に基いて採録したものであることは間違ないと思はれる。⁽⁹⁾ 即ちその各志記載の田結・戸口等が、量案・戸籍によつて摘錄されたのと同様であらう。而して又、各道觀察營には、その所管各官貢案を統合したものが保管されたものと考へられる。次に上納を受くる政府各衙門には、其の徵收すべき貢賦・種目・物名・額數及び、上納各官が錄せられた貢案が備へられ、更に之等を統合總録した貢案が戸曹に保管されたものと思はれる。

「量物之入、而節其用」とか、或は「量入爲出」とは、當時財政の原則であり、經常の法⁽¹⁰⁾とせる所である。國用經費は、「物之入」即ち貢案貢額に基き、之に見合つて支出されたのである。經費は節用して縮減されても、之を増額して貢額の範圍を逸脱することは許されない。經費の増大の爲であるとは云へ、貢案の收録増額は輕々になし得べからざるものとされたのであつた。「國家之用、自有常度、財賦之入、未可增損」⁽¹¹⁾とか、又「貢案在先王朝、參酌撰定、不可輕改」⁽¹²⁾等と云ふ議論は、原則的な抽象論とは云へ、自づと貢案の性質を説明せるものに外ならない。即ち太祖開國の初に制定された祖宗の法であり、且又國用は貢案に基づいて運營さるべきが經常の法であり、猥りに國用を増して貢案貢額を超ゆるは、經常の法を

破る所以であるからである。斯くの如く貢案は金石の典として、動かすべからざる重大な性質を有するものであつた。然しひら貢賦の種類によつては、その性質上、毎歳の收入を一定することの出来ぬものもあつた。田稅の如き然りである。之は土地の環境・條件即ち山間部と平地によりその稅物を分ち、山郡は米穀の代りに、木綿麻布・油蜜等の布貨を以て之に當てた。⁽¹³⁾ 即ち所謂田稅布貨、或は田稅貢物と稱せられるものである。之等を除いた田稅即ち米穀の收稅法には、別個の制が施行され、國初には祝年法、世宗以後には年分田分法が行はれた。その收穫に對し、天候・土地の條件により税率を適用せんとしたものである。即ちその收稅は、年毎に踏檢官・觀察使の報告により、上記の收稅法に基づき、戸曹に於いて之をまとめ、その年の收稅案を決定した。年の豐凶即ち年分による隨損給損法が適用され、從つて年々その稅額は必ずしも一定でない。之に對し、田稅布貨、及び雜稅・貢物進上等はかかる隨損給損法の適用は認められてゐなかつた。尤も田稅布貨は、一時太宗九年三月司憲府の上疏により適用するに決したが、その細則も規定さるに至らず、徹底せずして終つたものの如くである。⁽¹⁴⁾ 又巫覗稅・奴婢身貢の如く、直接その人丁を主體としたものは又別に規定が設けられてゐる。巫覗稅については、世宗實錄卷三四、九年十二月壬辰戸曹の啓に、

大典戴巫女巫師經師等、並令收貢、今考濟用監貢案、某邑幾名、定爲恒貢、雖物故加現、而貢案不改未便、請自今每三年、觀察使定差使員、推刷物故加現、並錄籍、戸曹・濟用監・觀察使管及其邑各置一件、憑考收貢、從之。

とある。茲に三年毎にその「物故加現を推刷す」と云うのは、即ち當時の戸籍法⁽¹⁵⁾に三年毎に戸籍を取むとあるに準じ、その改訂と共に、調査を行ふことに定めたものであらう。兎も角巫覗稅は、三年毎にその生死を調査して貢案を改めたのである。官奴婢の身貢については、未だ上記の如き明文を發見し得ないが、その人丁に課する稅であることに於いては、巫覗稅と同様であるから當然同様の規定を存したものと考へられる。

即ち貢案中、田稅の如く年分による隨損給損法による各年の收稅案が決定されるもの、又巫覡稅・奴婢身貢の如く三年毎に改錄されるものもあつたわけである。然るに貢物・進上等の如きは、斯る規定は認められてゐない。従つて其の貢額は不動であり、「各司納貢之數、本無盈縮」⁽¹⁶⁾と云はれた所以である。斯くの如く貢物・進上の上納を一定不動とし、年の豐凶・民戶の増減に對する考慮が拂はれてゐるのは何故であらうか。此の問題について、明確な回答を示すべき資料を見出しえないが、恐らくは、貢物は本來、地方各官を上納の主體として分定したことに由來するものであらうと考へられる。その最も大なる理由は、貢物は、民戶負擔に關する分定規制は特に定制がなく、地方官府を單位とする貢物及びその上納額のみが詳定されてゐることである。而してその分定は、「分田制貢」の語がある如く、土地の產物を見、田結の廣狹を基準とし、政府の經費を校量して定めたものであつた。⁽¹⁷⁾然し乍ら、その上納は、官備即ち官府に於いてのみ被納したのではなく、後には官備と規定されたものすら、多くは民戶に賦課するのが實情であつたのである。次に貢物の分定は、その官府の田畠廣狹のみでなく、民戶の多少も亦、勘案されたものと考へられるのであるが、一官民戶に對しては、民丁の増減に對する考慮の如きは拂はれなかつたものであらう。即ち人民に對しては、國初以來戸籍法を設け、その移住を制限し、隣保正長の法を制定して、その逃亡流移を防止し、土地への定着を強制した。⁽¹⁸⁾即ち人口の生存物故の自然増減はともあれ、一邑一村の民戶は、法制的には不動と看做されたわけである。従つて貢案貢物の詳定收錄は、通例として田畠の改量のみが、その理由條件とされた。改量は、二十年毎に行ふことが、大典に規定されてゐるが、事實は、三十年を限り二十七八年乃至二十四年毎に行はれたのが通例であつた。貢案の詳定は量田の後直に行ふとの規定は、特に定められてはゐなかつたが、貢物の分定が、田の廣狹を標準とせる本來の性質より、量田の後は當然、その改錄詳定を行ふべきものとされたのであつた。

乙酉丙戌年改量後、諸郡之田、盈縮不同、且沿海諸郡、土地盡闢、而貢物之額、尙仍其舊、分田制貢、不可不改也。伏

望下令攸司、將其前定貢額、計一年所費、不足者増之、有餘損之、一依田數以定貢額。

とは太宗十一年六月、左司諫大夫李明德等の上疏⁽³⁾の一條である。乙酉・丙戌は太宗の五年六年に當る。此の兩年に量田を行つたが、十一年に至るも、尙貢案は舊に仍つて改錄をなさざるの不當を論じたものである。即ちその後も、特別の事情ある外は、多く量田後に貢案詳定が論議舉行されるのが例であつた。「量田後貢案詳定自古爲然」との論が存する所以でもある。かくて貢案貢物は一度詳定されるや、次の改錄詳定が行はれるまでは、猥りに動することは出來ない。その納貢の數、本盈縮無しとはかかる意味であるが、此の貢物不動の制は、この様に田の陳肥廣狹に對する考慮はなされても、民戸に對する考慮はなされてゐない。即ち前述の如き人民に對する束縛の上に打立てられたものであつた爲であらう。かかる原則が、現實の社會に即應せず、幾多の矛盾を包藏したものであつたことは今更言を俟たない。一村一邑に對する貢納貢額は容易に増減を許されなかつたから、たとへ流亡戸を生じてもその貢賦徵納は殘存戸に對する過重科歛となり、所謂一族切隣の弊⁽⁴⁾を生み遂には一村の崩壊⁽⁵⁾を招くことも尠くなかつたのである。

註

- (1) 太祖實錄卷二、元年十月庚申。
- (2) 太宗實錄卷三九、十五年四月丁亥、江原道觀察使李安愚上書。
- (3) 抽著、李朝貢物考（朝鮮學報第九輯）一一五～六頁並びに註云云とあり、その總額については、中宗實錄卷七、四年三月甲寅戸曹判書李季男等啓曰慶尚道倭料一年所給至二萬二千餘碩、而貢案之數則只一萬五千餘碩となる。尙三十五官とは、熊川・晉州・金海・昌原・宜寧・咸安・混陽・巨濟・固城・泗川・南海・河東・丹城・山陰・三嘉・鎮海・漆原・星州・草溪・高靈・東
- (4) 同上、一二〇～一二一頁。
- (5) 参照。

萊・慶州・密陽・大丘・梁山・機張・彥陽・玄風・昌寧・靈山・

長壽・蔚山・興海・迎日・清河である。

(6) 燕山君日記卷四〇、七年七月甲子。

(7) 中宗實錄卷一三、六年三月丙戌。

(8) 其人は高麗以來の制である。高麗時代設立の當初とは、その

實質的意味も大いに異り、麗末には鄉吏に課せられた賤役と化したものである。李太祖は即位するや、その元年七月之を廢したが、(卷一、元年七月丁未教書) 定宗は即位と共に之を復した。(卷一五、元年九月甲申) 太宗十六年六月の當時には其人元數四九〇名(太宗實錄卷三一、十六年六月丙戌) であつたが、後世宗十一年二月、改めて人吏案により、京畿は各官五十名に其人一名、咸鏡・平安兩道を除く各道は三十名に一名の率を以て立役せしむることに定めた。(世宗實錄卷四三、十一年二月戊子) 後世朝に及び、京畿は九十人に一名、江原・黃海道は七十人に一名、慶尙・全羅・忠淸三道は五十人に一名とし、總數三百三十二人とし、毎歲輪次上京し冬司に分屬して立役し、その炭燒木の備納に當つた。經國大典には卷六、工典、京役吏としてその規定を收録してゐる。

(9) 之等各邑志の貢賦・貢獻等については、李朝貢物考一一七~八頁及び一三五~七頁を參照されたい。

(10) 太祖實錄卷二、元年十月庚申、貢賦詳定都監上書中に曰く、古之善治其國者、量地之產而定其貢、量物之入、而節其用、此經常之法也。

(11) 太宗實錄卷八、四年九月癸丑。

(12) 成宗實錄卷三六三、二十三年三月庚辰、都承旨鄧敬祖上啓。

(13) 李朝貢物考一〇七頁及び第二節註(4)・(5)・(16)参照。

(14) 同上一二一頁及び註(10)参照。

(15) 尚ほ貢物については、太宗實錄卷三六、十八年七月庚戌、兵曹判書朴信・左軍摠制崔閔德・義盈庫使李繼長等の陳言に「收租

之法、隨損給損、已有成式、各司納貢、雖值凶荒、未嘗減損、實爲未便云々」とある。

(16) 經國大典卷二、戶典、戶籍。

(17) 世宗實錄卷一一、二十八年正月庚寅、右議政河演・左參贊李叔時・右參贊鄧麟趾等議。

(18) 民の逃亡流移を禁防するの法は、早く太祖二年に都許議使司の上言により定められた。即ち太祖二年十一月丁卯に、「民無恒產彼此相移、戸口日減、自戸口成籍之後、如有流移者家長杖一百、許接者罪同、里正於里內有移去移來、不卽告官者杖七十、守令許接而不還本者、移去而不推核者各杖六十」(實錄四卷) とある。又隣保正長の法は太宗七年正月、領議政成石燉の上書により定められた。太宗實錄卷一三、七年正月甲戌條参照。

尙此の流亡逃移の禁は、制定後も屢々論議申明されて居る。詳しくは、花村美樹教授「經濟六典について」四三~四四頁参照。(京城帝大法文學會法學論纂)。

(19) 魏山君日記卷六、元年四月丙申。

(20) 太宗實錄卷二一、十一年六月癸巳。

(21) 成宗實錄卷二九四、二十五年九月壬寅、此年の貢案詳定の爲め、詳定廳が設けられたが凶荒の爲、貢物詳定は急務に非ざるを以て、豐年を待ち擧行せんとの議政府の啓に對し、王は傳教して次の如く述べてゐる。

傳曰沃壤變爲薄田則其賦下、薄田變爲沃壤則其賦上、是故量田後貢案詳定、自古爲然、然政丞言之、姑罷、以待明年、明年又凶則亦當待豐年。

(22) 李珥著東湖問答（栗谷先生全書卷一五）に曰く、

何謂一族切隣之弊、今茲一有逃散之民、則必侵其一族及切隣、一族切隣、不能支保亦至流散、則又侵其一族之一族、切隣之切隣、一人逃患、及千戶、其勢必至於民無子遺、然後乃已也、是故昔年百家之村、今無十室、前歲十家之村、今無一室、邑里蕭

條、人烟僉絕、無處不然。

(23) 例へば世宗錄卷二三、六年五月甲辰、江原監司黃喜は、嶺西

各官、在前民戸元數九千五百九戸なりしに、飢饉により流亡一千五百六十七戸、時居六千九百四十三戸となり、元數の殆ど二割七分が流亡し、而も人物阜盛の時所定の貢物は、今に至るもの舊に仍り、殘存戸に對しては流亡戸の貢物をも徵收し、支保する能はざることを報じ、又卷三六、九年四月辛巳、同道監司の啓にも、

自壬寅癸卯凶荒相仍、流移者三千餘戸、田地陳荒者萬有百七十餘結、而各官貢物、不減於舊、依數上納、前日斂於七八戸之物、今則一家供之、賦於五六人之貢、今則一人納之、終不能支、又至流移、民生何由復蘇云々。

と論じてゐる。

三 經 費 と 貢 案

「國家之用、自有常度、財賦之入、未可增損」とは、當時財政に對する基本的通念であつた。國用經費は貢案貢額の範圍内に於いて支辨さるべきものであり、從つて經費の増減あるとも財賦の入を伸縮すると云ふことは出來ぬ。盈縮なき貢案に基づく經費は又その常度を保持されねばならない。然し乍ら現實に凡ゆる事態に對處し、一定の枠内に於いて國用經費を運營することは實際上困難である。而も貢案は、之に次いで詳定改錄が行はれる迄は、猥りに増減することは許されないのである。かくて貢案に對して經費の不足する場合、或は民戸の貢賦負擔力の著しき低下を見た時には、臨時の措置として引

納・別貢加定、或は量減、移定等の手段が執られた。

引納は各司經費の不足を來した時に際し、明年度の貢納を先んじて上納せしむるを云ふのである。掌令金晉錫曰、外方貢物、一年常數、不足於用、則必預徵明年之貢、謂之引納、倉卒取辦、民甚苦之、寧於貢案、增其數、引納之弊、不可不祛、（右議政）李克墩曰引納固百姓之所怨苦也、然此非恒規、特不時之需耳、若於貢案增數、則例爲常法、雖無用之時、恒納加數、若是則必以爲羨餘、而多用於不急之費、不可行也。⁽¹⁾

此の掌令金晉錫・右議政李克墩の議論に明な如く、引納は國制として定められた常規ではなく、一時的な便法に過ぎない。從つて前以て豫定されたものでないだけに、當然地方各官民に對しては、不意の強制賦課となり、その備納には一層の困難が伴つた。而して引納により用度の辨濟が終れば、之亦當然、その年度の貢納は免除さるべき筈であつた。とは云へ實際には必ずしも然らず、年々繼續して引納が行はれるのが普通であつた。

近者、或令引納後年貢物、或令各官隨宜無弊上納、此誠出於不得已也、然雖曰引納、至明年、未嘗除其所納、非特不除、又引納之、一引其納、無計除之日、名爲引納、實爲倍徵、特巧其名耳。⁽²⁾

斯くして引納は、稍もすれば、事實は貢物の倍徵であり、貢案外の疊徵横歛に化することが多かつた。

加定も引納と同じく、用度の不足を補ふ爲の便法であつた。即ち不足の物資を、貢案貢額以外に増額して、年期を限り徵收するもので、貢案所定のものを常貢と云へるに對し、此の加定貢物は別貢⁽³⁾と稱したのである。別貢は單に元定貢物のみに限られたものではない。田稅についても亦、此の措置がとられてゐる。

内資・内贍寺常貢蕎麥米、一年所支不足、請内資寺加納一百二十石、分定京畿四十石、江原道八十石、内贍寺加納八十五石、分定京畿四十石、忠清道四十石、皆以各官旱田之稅、依式上納、從之。⁽⁴⁾

此は世宗六年十月、内資寺、内贍寺所用蕎麥の不足を補ふ爲、京畿・江原道・忠清道各官に對し、夫々陸田田稅を以て別貢として加定徵納したものである。此の様な別貢の加定は、臨時の措置であり、且貢案所定常貢以外の加賦であるから、時により、官米布貨を以て給價購入したこともあつたが、それは一時的のこととに終つたらしい。此の別貢加定は、民戸にとつては引納と同様、豫定せざる突然の課歛であり、その措備上納は容易なものではあり得ない。世宗二年、工曹參判姜淮仲等は加定につき左の如く述べてゐる。⁽⁶⁾

外方各官貢物、苟非土產、民皆以米穀貿易上納、固非一物也、當其督納之時、欲免稽程之責、猶以得納爲喜、豈計其財食之自耗乎、民之疾苦、實由於此、且有別例所貢、則徵督倍於尋常、而倉卒難辨、故彼貯藏其物、而乘時射利者、反不肯賣、必待倍酬其價、而後賣之、今日納一物、明日納一物、未及春月、而已至於窮。誠可痛憫、爲守令者、反不加意、一物之收、因而多歛。

その措辨備納の者は、引納と同じく常貢外の加歛であるだけ、更に甚しいものがあり、それだけに代納射利の徒の好餌となつたものである。引納と云ひ、別貢と云ひ、その名目を異にするのみで、孰れも貢案外の横歛であり、本質的には何等變りはないと言つてよい。而も前掲引用文に見ゆる如く、之等臨時の措置は年々繼續して行はれること勘くない爲、寧ろ貢案に添錄すべきことが論ぜられたが、常に先の李克墩の議論の如き理由を以て行はれなかつた。即ち一度貢案に添錄せば、常規の制となり、猥りに縮減を許されず、無用の時と雖も、貢納せしめざるを得ないからである。

次に量減・蠲減の措置は、凶荒・戰亂等による民力の甚しい損耗の際に王の特惠として行はれた。稀に永久に免除せることもあつたが、多くは云ふ迄もなく一時的のものであつた。而してその物資は必ず、政府各司の貯藏數を勘案照量してなされたもので、充分餘裕あるもの、乃至は國用に緊要ならざる者に限られた。かかる措置は特に例證を擧ぐるまでもなく、歷

代實錄に多く見らるる所であるが、事實は、地方貢物の量減を行ふ場合は、特に無用不繫の物資以外は、多く之を他の地方に移定して、貢案貢額を維持するのが通常であつた。即東邑某物の上納を免ずる代りに、之を西邑に移し加定して上納せしむるのである。世宗二十一年二月、江原道平康居民はもと八百餘戸であつたが、凶荒の爲流亡して二百戸に満たざるに至つた。此の時特にその貢物の半を五年に限り減免したが、その減免分の貢物は道内他邑に移定したるが如きである。或は又移定は此の如き場合のみでなく、新に特殊な貢物を常貢として課した場合、從來の貢物と併せては負擔過重と看做さるる時も同様の措置をとつて貢賦の均定を計つてゐる。例へば世宗六年正月黃海道瑞興に對し、鉛鐵二百五十斤を常貢として課した際、從來の軍器監納正鐵五百八十四斤の貢は本道各官に移定した。⁽⁸⁾ 而もその移定は、必ずしも各官の土産、民力を計つてなされたものではなく、從つて移定された各官民戸の負擔は、引納・別貢加定の場合と同様、頗る過重なものとなつたことは云ふまでもない。

以上貢案の性質と、國用經費の運營に際し行はれた措置を見て來た。國初、その財政の最も充實し、その經費に十分裕足してゐたのは世宗朝であつたと云はれてゐるが、當時の貢案と經費は如何やうのものであつたらうか。

世宗の即位は、李氏開國二十八年の後である。此の間、貢案は太祖元年の査定以來既に數次の改錄を経たものであることは云ふまでもない。その最初の改錄は、如何なる程度のものであつたかは明かではないが、定宗即位の初に多少の改錄が行はれたものと思はれる。次いで太宗元年、貢賦詳定都監をして貢賦の改訂を行はしめてゐるが、當然貢案の改錄も亦之に伴つたものであらう。その後王の六年、始めて東西兩界を除く六道の量田を行つた。實に李朝開國後最初の量田であり、麗末辛昌元年の改量以來のことであつた。然し乍ら、之に伴ふ貢案の査定は行はれなかつたことは、前掲左司諫大夫李明德等の上疏⁽¹³⁾に見る如くである。八年八月始めて濟州の貢賦を定め、十三年東西兩界の量田を行ひ、その收貢を定めてゐる。貢案の

改錄、貢額の増加されたことも當然であらう、而も尙、漸く王の晩年に至つて、經費の不足を來し、貢物の加定、引納が頻りに行はれた⁽¹⁴⁾。かくて十六年八月、河瀬及議政府、六曹に命じ各道貢物の査定を行はしめてゐるが、此は、前記の情勢より察するに、貢案貢額の増額がなされたものと信ぜられる。而して實録には八月乙丑、此の査定による布貨位田田租の課税率の決定が上啓されてゐるが、その十三日後の戊寅に、「命戸曹量減諸道貢物」と見えてゐる。此の事は、前記貢額の増額と云ふことと矛盾せる如くであるが、此の査定増額が過大であつた爲の措置であつたに過ぎないと思はれる。ついで十八年三月、更に改めて奴婢刷還色に命じ議政府六曹と共に貢賦の査定を行はしめんとしたが、八月王の薨去により、世宗之を繼ぎ、前王の遺業として舉行された⁽¹⁵⁾。その結果については、全く記載がなく不明であるが、その査定の主務機關が奴婢刷還色なる所より推せば、公奴婢の身貢及びその選上等に關するものが、その主要なる部分をなしたのであらう。その後貢案の詳定改錄は世祖即位に至るまでなされてゐない。即ち世宗・文宗・端宗の三代三十六年間は、實に此の太宗末年・世宗即位當初に査定された貢案が遵行されたのであつた。

今實錄によれば、世宗二十八年正月丁亥、議政府は戸曹の報告に基づき、各司雜物の出納支用につき左の如き上啓を行つてゐる。⁽¹⁶⁾

去庚申年五月日司憲府受教節該、各官貢案付各司輸納雜物、並皆出自民間、所當撙節也、在先無式例各司頗多、凡百供用之物、只聽匠人之言、以一時造作之數、稱爲前例、因循倣效、式例雖或有之、以一樣之物、而制造之式、或多或少、所入之數、隨司不同、一件造作之費、倍於二三件、至於本國不產金銀朱紅、亦皆過多支用、非徒國用不敷、抑亦將來難繼、勿論式例有無、一切改詳定施行、癸亥十二月日、府受教節該、今式例詳定各司内、日支月支歲支及無時連續造作物色外、經久供用之物、勿令試驗、先王先后真前貨物、進上饌具、及大小宴享所需雜物與酒米、若無贏餘之數、則雖或觸

犯汚穢、不無交排之弊、並仍前式例、敬此除奉常禮賓內資內贍等司、所管油蜜果、與凡干饌物、並皆依舊施行、其餘各司雜物、曹與提調同議、分五房以掌之、其有前式例雜物、則仍以爲據、而無式例之物、參考前用之數、並皆試驗、如進獻表筒與袱一件、畫成泥金、前則四錢六分、而今則一錢八分、大駕儀仗一件畫成貼金、九千三百八十一張、而今則三千七百五十八張、貼銀一千七百二十四張、而今則七百九張、闕內大朱簾、與各陵丁字閣大朱簾每一件、着漆朱紅、前則一斤八兩、而今則七兩五錢、朝會樂建鼓諸緣具、一部畫成朱紅、一斤九兩六錢六分、而今入五兩一分、應鼓諸緣具一部、朱紅一斤十五兩二錢五分、而今入一兩三分、饗禮所用大小中鏡二百二十取色水銀四兩、而今則一錢三分、所入之數纔十分之三、而贏餘之數、則八九矣、其他紗羅綾段、異土稀貴之物、紬紗苧麻絲布、與夫皮革鐵物全漆雜彩木竹器皿柴炭等物、並皆類此。

即ち官府各司は、夫々所管に從ひ外貢を以て、或は供用のものを造成し、或は直にして用度とした。その製造については、所定式例のあるものもあつたが、亦何等式例を定めざる司が多かつた。故にその製造に所用の資材は、只匠人の言を聽きて支出し、何等規定する所なきものが多くあつた。従つて同一物件についても、各々司に隨つてその費用を異にし、或司は他に數倍すると云ふが如き有様であつた。庚申二十一年五月司憲府に對する傳教は、従前の式例の有無に論なく、一切改めてその式例を詳定せんとしたものであつた。尋いで二十五年癸亥十二月議政府への傳教によつて各司の経費は日支・月支、歲支並に臨時繼續して造作すべき物件につき試験して式例を制定せんとしたのであるが、内、奉常寺・禮賓寺・内資寺・内贍寺の各司所管の祭享宴享所用の饌物は例外とし、皆舊例に從ふこととした。則ち茲に擧げた數字は、上記奉常寺以下諸司を除く各司につき、造成所用資材の數量の試験の結果の一部を報告したものである。今その一々について見ると、従前は試験に使用した資材の一倍半から五倍を使用して居り、朝會樂建鼓諸緣具に使用の朱紅、饗禮所用鏡に用ゆる水銀の如き、その

數字に誤りなしとせば、實に三十倍の多きに及んでいたのである。その末尾に云ふ如く、以上の外、紗羅・綾段等明國よりの貿易品のみならず、その他、一般外貢を以て直に經費に充當した木竹器皿以下柴炭等の如きも、皆此に類するものであつたと云ふ。而して議政府は、その理由として、

第以素無供用一定之式、故諸工匠之徒、每當製造、雖一分一升之入、逆料本曹除減之數、必加倍以告、傳報本曹、本曹亦臆料差減、上下相欺、歲支經費、多寡不等。

と述べてゐる。即ち戸曹の削減を逆料して、工匠より各司に、各司より戸曹へと遞次的に實費より増額誇張して報告された爲であると云ふのである。勿論之は事實であらう。之のみではなく、その間、工匠・各司吏員の私腹を肥さんが爲の操作が存したとも否めないと思はれる。貢物納入に際し、各司吏奴は、頻りにその不良・瑕穎を指摘斥退して納入を拒み、所謂防納即ち代納射利を行つたが、之等收入蓄積の物を以て、代納の資にあてたものも尠くなかつたであらう。兎も角、¹⁸議政府の報告の如く、各司毎歳の經費は勿論、同一供用物造成費の如きも多寡不同が事實であつたのである。

以上の事例のみを以て直に論斷することは聊か粗雑の謗は免れないにしても、當時の貢案貢額と經費の關係を推察するに難くない。即ち實際の經費は如何様であれ、各司經費は上記の如く二倍三倍に報告され、又それを前例として踏襲し、更にそれを基として貢案が參照査定されて來たものと思はれる。今各司物資一年の經費とその貢額の判明せるものを對比表示すれば、凡そ次の如くである（次頁）。

此の中、司宰監貢燒木の*印四七九・〇一三斤は其人及び轉運奴子日役として上納するもので、七七四・三五〇斤が各官各浦の元貢額である。又白礬三〇〇斤は、甲山一郡の尙衣院・都染署兩司への上納貢額である。山參・桔梗はその貢案貢額の數字は、夫々奉常寺・沈藏庫兩司への貢納額を合計せるものであり、加定・經費の數は、更に山參・桔梗兩者を合せた數

各司	貢物	貢案貢額	加定額	留庫見在數	經費	年次出典
司宰監	燒木	774.350斤	*479.013斤	923.420斤	637.947斤	世宗實錄24卷 6年4月甲寅
尙衣院	白礪	300斤 (甲山郡納)			9斤14兩	〃28卷 7年4月壬子
都染署	白礪				207斤15同	同上
義盈庫	眞油	346石		350石	149石13斗	29卷 7年8月戊子
奉常寺	山蓼	172石	652石 230石6斗		200石	同上
沈藏庫	桔梗					
長興庫	草席	5148張		6304張	2216張	同上
軍器監	休紙	1750卷	1020斤	1095卷 14180卷	2373卷 1020斤	同上
奉常寺	黃蠟	594斤		1166斤	250余斤	33卷 8年9月乙未
	人蓼	1500斤			240斤	67卷 17年6月戊申
濟用監	紫丹香			2286斤	512斤	魯山君日記13卷 3年3月癸丑

字である。以上表に明かな如く、貢案には孰れも經費より數等多額のものが規定されていた。燒木の如き、其人・轉運奴日役のものと元貢とを合すれば、經費の殆ど二倍、留庫見在數を合すれば、三倍に近い。白礪は一郡のみで貢額は經費の一・七倍、眞油は二・三倍、留庫數を併せば四・六倍、山蓼・桔梗の元貢・加定は經費の五倍、草席元貢は二・三倍、留庫數を併せば五倍、黃蠟は二・三倍、留庫數を併せば七倍、人蓼は六倍、紫丹香は留庫數のみで經費の四倍餘に及んである。以上貢案貢物及びその經費との對比を平均すれば、殆ど三倍、加定留庫見在數を加算すれば殆ど四・九倍に達してゐる。以上僅か十一種の貢物とは云へ、之によつても、その貢案と實際經費の對比を推察するに難くない。實に貢案は經費の少くとも三倍以上の數が査定されてゐたと云つても過言ではあるまい。世祖以降燕山君に歴仕した成侃は、見聞を述べて、

國初以來、禁網疎濶、士大夫獲利之路亦廣、諺傳太宗獵于外方、日暮微服御溪上、有十餘人、駄載食物過御前、問承政院何許、太宗笑曰、汝向水下亂烟處去、此是承旨所在也、至世

宗朝、諸庫公物猶不知檢、闕内饌物、承政院專掌、而所食皆御膳之餘、食之不盡、又分送于其家、如有宴食、則禮賓設宴、酒官進酒、倉庫之吏、獻伶妓纏頭之弊、米穀十石以下、擅頒與人、一日所用、大抵紙數百卷、酒數百瓶、他物稱是、朝官旅寓者、借落庭米於倉官、小不下數石、雖名落庭、而其實正穀也、借器皿於官、借而不返、官亦無問、虛費萬端、而公用不奢、未知何自然也。⁽¹⁹⁾

と云つてゐる。太宗・世宗兩朝に於ける官人濫費の風を述べたものである。斯の如き虚費疎濶の状は、當時は當然として危ぶまなかつたのであらう。太宗が政院官人の擅に司庫のものを駄載し、宴食に浪費するをも笑つて看過した故事や、又世宗朝に於ける事柄は皆此の事を物語つてゐる。斯く虚費萬端なるに拘らず、而も公用は奢束する所がないと云ふ。彼は「未知何自然也」と云つてゐるが、之こそ貢案貢額の不當に過大に査定されてゐた爲に外ならない。前掲の表を併せ見るならば、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。経費に數倍する貢案を以て徵收した物資は、斯の如き虚費あるとも盡くるものではない。

貢案と經費の關係は實に上記の如く非常な懸隔あるものであつた。従つて各司中には、年々の上納により、遺留相積み、陳々腐朽し遂に棄擲するに至るもの其の數を知らざる有様であつたと云ふ。かくて朽腐し易く、長く貯藏に耐えない物資は多く民間に放賣された。司宰監の魚物、仁壽府の糙米、義盈庫の眞油海菜・清蜜・榧子・榛子・棗古(椎茸)・全鮑(乾鮑)、豐儲倉・軍資監の陳米豆雜穀、濟用監の毛皮・梔子・三甫草、繕工監の蘿草等のものである。もともと宮府の機關にして、その所管物資の販賣をも、その職能の一として設立されたものもある。典醫監・惠民署の藥劑、瓦署の瓦・歸厚署の棺郭、校書館の書籍、司醞署の酒の如き、孰れもさうである。然し乍ら之等以外の上記各司は、もとその所管物資を販賣することをその職任の一としたのでは勿論ない。尤も各司物資の販賣は當初楮貨流通策の一としてなされたものでもあつた。即ち太宗は、楮貨を作りその普及流通策の一環として官物和賣を行はしめた。豐儲倉の米穀、司宰監の魚肉、濟用監所管の雜

物等である。⁽²³⁾ 又世宗はその六年、銅錢を鑄造し、之亦太宗朝の策を踏襲し、流通策の一として、官物和賣を行つた。更に八年十一月には、戸曹の啓により、此の方針を擴充して、上記各司のみならず、それ以外の各司の陳米豆布貨魚物の和賣を實施し、更に翌年十月以降は、豐儲倉・軍資監・内資寺・内贍寺・仁順府・仁壽府をして夫々毎月陳穀百石を和賣せしめてゐる。⁽²⁴⁾ 然し乍ら之等は孰れも、國用經費節減の餘裕を以てすると云ふに非ずして、全く過大不當な貢案により、民膏を剥奪してなされたものであつた。

外方所納貢物、毎年依貢案之數徵納、陳々相繼、以致腐朽、則賣於民間、取之如錙銖、用之如泥沙、虛棄民力、實爲未便。⁽²⁵⁾

と歎ぜられてゐるのも當然と云はねばならぬ。而も貨幣の使用は遂に失敗に歸した後も、官物和賣のみは永く行はれた。文宗は世宗薨去の翌年、睿宗について即位したが、その後、議政府に教して、⁽²⁶⁾

各司貢物、皆是民膏、國用不繫之物亦收納、無所用處、終至和賣、其可減可除之物、該曹磨勘。

と命じてゐる。既に官物和賣は錢幣流通策の爲ではなく、民膏を剥いで、行はれた政府營利の手段と云ふべきであつた。後成宗二十四年六月、濟用監の毛皮和賣が問題となつたことがある。此時戸曹判書鄭崇祖は辯明して、

濟用監牒報、毛物蟲損、盡秃將至無用、本曹取來見之、則果然、或半禿或盡禿、國家將無所用、故欲和賣存本、問前例、則如濟用監梔子、三甫草、軍資監食鹽、繕工監草亂等物、其數甚多、而皆無取稟和賣、非特此也、諸司及外方諸邑之物、該曹量其有無、或和賣、或收買、隨時損益、以備國用例也。⁽²⁷⁾ と述べてゐる。既に成例となつた各司不用物資の和賣は、皆、取稟することなくして、戸曹の裁決によつて行はれてゐたのであつた。

當時、國用經費は貢案に依據して賄はれた。然し如上の事實を以て推せば、貢案貢額は、決して經費を量つて査定したものは云ひ難い。「三年に必ず一年の儲あり、九年に必ず三年の積あり」⁽²⁸⁾と云ふことは、中國財政策傳統的の原則であり、半島に於いてもそのまま受入られた思想であつた。貢案の査定には、國用經費の外に、此の蓄積政策の遵奉が重大な原則となつてゐたと認められる。而も經費の外、此の原則に基づく儲蓄を實行した爲と考へても、上記の如き貢案と經費の懸隔はないに過大と云はねばならない。支出と貢賦徵收との合理性は全く顧慮されず、寧ろ厖大な人民の負擔による收入に安坐して、國用經費は放漫な支出が行はれてゐたものと云はねばならない。

註

- (1) 燕山君日記卷四二、八年二月丙午。
 - (2) 文宗實錄卷七、元年五月己未。
 - (3) 李朝貢物考一三八九頁。
 - (4) 世宗實錄卷二六、六年十月丙子。
 - (5) 太宗實錄卷二一、十一年六月癸巳、左司諫大夫李明德等上疏、略曰、一依田數以定貢額、每歲秋冬之交收斂上納、以爲恒式、如有不得已別例之歛、則給價貿易、以厚民業。と見え、又世宗實錄卷七、二年閏正月戊戌、工曹參判姜淮仲等言、……願自今別例所貢、以軍資陳米豆、聽民自願貿易上納、議政府六曹議曰、今貢賦詳定後、如有別例所貢、以陳米豆及楮貨布貨貿易上納。とある。
 - (6) 世宗實錄卷七、二年閏正月戊戌。
- (7) 世宗實錄卷八四、二十一年二月庚戌。
 - (8) 世宗實錄卷三三、六年正月辛巳。
 - (9) 唐宗實錄卷二、卽位年十一月己巳、訓鍊院副正尹孝孫上書、曰、鎮安・任實・淳昌・玉果・谷城・順天・光陽・求禮八邑、沿於產金大川、隨其殘盛、昔皆有貢、行之無弊、甚良法也、曾以敬差官一時臆見、專減七邑之金、獨於求禮一小縣加定、至於四兩之多、臣竊惑焉、產金之水、八邑皆有焉、八邑之中、求禮最殘、民戶僅百有三十餘戶、昔日三錢之金、尙未能支、況四兩之多乎、雖使七八歲採之、恐未充一歲之貢、民之愁歎困苦、不可勝言、臣請仍舊分定所產諸邑、以便民生云々。

黃俊良は、民弊を條陳せる中に、

其九曰、移定之弊、本郡之貢、尙不能堪、他邑之賦又以移加、

如公州之寺奴婢也、海美之木炭也、延豐之材椽也、永春之蜂板也、黃潤之其人五也云々。

とある。

(10) 太祖實錄卷一五、七年九月甲申、定宗卽位直後頒下した便民事宜條例中の「として、郡縣貢物、隨其土產、更定其額、其不

産之物、許免收納。」

とある。

(11) 太宗實錄卷一、元年五月辛卯。

(12) 同卷十一、六年五月壬辰。

(13) 前節四六～四七頁。

(14)

太宗實錄卷二八、十四年七月癸未、戶曹判書朴信請益貢額、上曰向卿請益、予以謂俟其乏絕、以別例督納、則便於用、而民不怨矣、信曰、今計稟粟蜜蠻等物、殊無蓄積、不若預期收納、不至窘迫也、姑加額、俟有蓄積、蠲之。又同卷二九、十五年四月丁亥、江原道都觀察使李安恩の上書に、貢賦之制、我太祖開國之初、於壬申年間、參酌所用、詳定其數、意欲傳之萬世而無弊也、因時損益、至今二十餘年、國無匱乏、近者各司皆有加定之議、徵而人參唐楸子大棗、至於紙地席子油清燭蜜、厥數猥多、或引納來歲之貢。

とある。

(15) 同實錄卷三二。

(16) 世宗實錄卷一、卽位年九月辛未、吏曹請改奴婢刷還色爲貢賦

詳定色、從之。

とある。即ち太宗の遺業として、詳定を實施する爲の措置と思はれるが、又卷四、元年六月壬辰條、「沿海郡縣貢物内、油蜜並代魚物」とある如き、此の詳定に伴ふものであらう。

(17) 世宗實錄卷一一、二十八年正月丁亥。

(18) 世宗實錄卷八四、二十一年閏三月癸未、幼學吳世卿上書に、各道京中各司所納貢物、極爲精察、而皆以不善退之、必得京中之物、然後納於諸司、故各司典隸射利之徒、爭先代納、倍蓰其價云々。

とある。貢物の代納は各司吏奴に限らない。然し彼等は直接、貢納の事務を擔當して居たから、此の立場を利用して、點檢に依頼して貢物を斥退し、自ら代納するものが多かつた。勿論商賈或は勢家との詰託も見られるが、彼等自身の貯物を以て之に充當する者も妙くなかったのである。之等吏奴の操弄奸偽の弊は極めて甚しいものがあり、その事實は歴朝實錄各處に見られる所である。各司經費出納に際して實費以上に増加支出して、その剩餘を私腹に入れ、又之を以て代納の資に充當したものもあつたらうことは想像に難くない。

(19) 慶齋叢話卷八（古書刊行會本大東野乘卷一、二〇九～二一〇頁）。

(20) 世宗實錄卷二八、七年六月辛酉、前判羅州牧事鄧守弘陳言、

一、前朝司宰魚物庫在松都、纔單三間而已、五百年間、經國之費、未嘗闕乏也、今司宰監則樓庫三四廳梁宏壯、猶未能盡容、

多作假庫、以此陳陳輕價貿賣、朽腐棄擲者、亦未知其幾也。

(21) 太宗實錄卷一八、九年七月壬午、世宗實錄卷二七、七年五月

庚辰、六月壬子・辛酉、卷八八、二十二年三月乙丑。

(22) 司醞署の酒の販賣については、太祖實錄卷五、三年正月辛亥

條、その他については特に説明の要もあるまい。

(23) 太宗實錄卷三、二年三月庚寅、卷二〇、十年十月丁巳、卷三

○、十五年七月己酉。

(24) 世宗實錄卷三四、八年十一月庚寅、卷三八、九年十月丙寅。

(25) 文宗實錄卷五、即位年十二月戊戌。

(26) 成宗實錄卷二七九、二十四年六月丁亥。

(27) 此はもと禮記王制に「三年耕必有一年之食、九年耕必有三年之食」とあるに出づるものである。李朝に於いても此の考は、邦家財政の原則とされ、財政に關する論議に屢々引用主張された。

(國會圖書館支部東洋文庫員)